

県立高等学校の学区制問題の公聴会開催を求める意見書

高等学校入学者選抜審議会は、宮城県教育委員会から「通学区域（学区制）の今後の在り方について」の諮問を受け、11月20日に答申を発表しました。「答申」では、「特定の地区・学校への志願者の集中や学校間格差の助長などの懸念はあるものの、現在の通学区域については、撤廃し、全県一学区が望ましいと判断した」として、通学区の撤廃を結論づけています。宮城県教育委員会は、この答申を受けて今後の学区制の方針を決定する予定とされています。

高等学校入学者選抜審議会は、この問題での県民の意見を聴く機会として、高等学校入学者選抜審議会学区制検討小委員会がパブリックコメントを実施しているものの、高校教育の機会均等及び地域間均衡や、特定高校への志願者集中による受験競争の弊害除去、遠距離通学をさせないことによる経済的負担の軽減といったこれまで学区制が果たしてきた役割から存続すべきとの意見や、全県一学区による生徒の自由な学校選択の機会保障、魅力ある学校づくりなど高校教育の活性化といった観点から学区の撤廃に賛成する意見もあるなど、必ずしもこの問題について十分なコンセンサスが得られないまま「撤廃」を結論づけました。

学区制問題については、進学する子供たちや家庭の問題だけにとどまらず、地域に与える影響も大きいと考えられることから、地域住民、県民の声を聞いた中での判断が必要と考えます。

よって、学区制問題の今後の方針決定に当たっては、子供たちの進路やあり方などに与える影響を考慮され、次の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1 学区制問題の検討に当たっては、広く県民の声を聴く場として公聴会を開催すること。
- 2 公聴会開催に当たっては、現在の14学区ごとの開催も含めて県内各地で広く開催すること。
- 3 宮城の教育に与える影響を考慮し、拙速な結論を出すことをせず、十分な時間をかけ検討すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年12月15日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

宮 城 県 知 事 殿

宮城県教育委員会 殿